

公益社団法人 日本技術士会

近畿本部 ISO研究会 会則

(名 称)

第1条 当会は、日本技術士会近畿本部に所属する研究会組織で、ISO研究会(以下、当会)と称する。

(目 的)

第2条 当会は、技術士の使命及び職務にかんがみ、国際標準化機構が制定するISO規格、日本産業規格(JIS)及びその他の標準化規格、マネジメントシステム規格類の普及に寄与することを目的とする。そのための専門技術の情報交流、研鑽を行い、また事業者の適用推進を支援することにより、事業者の経営に寄与する。

(活 動)

第3条 当会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員からの情報提供等による標準化動向の紹介、討論、研究。
- (2) 関係部会、その他の団体との共同研修、情報交換、見学会等の実施。
- (3) 事業者・団体等への標準規格類活用による経営基盤強化の支援活動。

第4条 当会は、必要に応じて、会員の同意を得て、「活動グループ」を設けることができる。

第5条 当会の会員は、会の目的に賛同して入会した(社)日本技術士会会員の技術士、技術士補(日本技術士会会員である修習技術者を含む)でもって構成する。

第6条 当会の活動に関する運用の詳細は、別紙添付(下記)として定める。

ISO研究会Web会議規約

WEB配信 了承願(講師宛)

ISO研究会オンライン規定(メール等での例会講演会案内時の注意事項)

ISO研究会：オンラインミーティングのZOOM契約に関する取り決め

第7条 会員は、別に規定する「ISO研究会細則」にて定める額の年会費を納入する。

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合に退会する。

- (1) 退会の届出をしたとき
- (2) 技術士、技術士補(日本技術士会会員である修習技術者)の資格を喪失したとき

2 会員が継続した2年間にわたり会費を納めないときは、退会したものとみなすことができる。

第9条 当会に会員名簿を備え、会員を登録し、会員の資格を失ったものがあるときは、これを抹消する。

(幹事会)

第10条 当会の運営のために、以下の委員で構成する幹事会を置く。幹事会の役割は、第12条3項に規定する。

会長 1名
副会長 1名
幹事 複数名
会計幹事 1名
会計監査 1名

第11条 当会会長は、会員の互選により、選任する。

2 その他の委員は、会員の互選、又は当会会長の推薦と会員の承認により、選任する。

3 任期は2年とするが、再選は妨げない。ただし、当会会長は、最長6年を限度とする。

第12条 当会会長は、当会を代表し、当会の運営を統括する。

2. 副会長は当会会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行し、かつ部会の運営を担う。
3. 幹事会は当会の運営に関する事項を決定する。
4. 会計幹事は当会の会計事務を行い会計報告を作成する。
5. 会計監査は、当会会計の監査を行う。

(会議)

第13条 当会は、定例会議及び総会とする。

2. 定例部会は、原則として毎月第一土曜日とする。

3. 総会は、年一回開催し、次の事項を行う。

(1) 活動計画に関する事項

(2) 活動報告及び決算の承認に関する事項

4. 当会会員からの提議等により、幹事会において総会を開催して付議すべきと判断した場合には、臨時の総会を開催することができる。

第14条 総会は、会員現在数の過半数の出席により開催する。

2 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、表決権を委任することができる。

4 前項の場合における第1項及び第2項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

5 総会の議事については、議事録を作成する。

第15条 当会で重要な案件の審議等が発生した場合は、予め幹事会で検討し、定例会議又は総会に諮る。

(会計)

第16条 当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 当会の経費は、年会費及び繰越金をもって支弁する。

2. 技術士会からの、部活動に対する補助金が支給された場合は、次年度の収入として充当する。
3. 当会が、他の事業者からの委託を受けて業務収入が発生した場合は、担当した者への報酬を支払うほかに、一定率を部会の運営経費として充当する。
4. 繰越金の処分は、総会の議決により決められた場合を除き、次年度に繰り越すこととする。

5. 見学会・特別例会は、参加会員から別途その目的に対応する費用を会費として徴収する。但し当会員外及び当部会未登録者の参加者には、当会会長が承認の上、上記の会費+1,000 円を徴収する。
6. 納入した会費は、返還しない。

第18条 会計幹事は、毎事業年度の終了後、収支計算書を作成し、会計監査の監査を受け、総会に提出して、その承認を受ける。

第19条 会計幹事は、本部会の収入・支出のための預金口座を管理する。その口座からの入出金は、当会の運営に関するものに限定しなければならない。

(会則の制定及び変更)

第20条 この会則の制定及び変更は、総会において出席人数の3分の2の同意をもって議決する。

(付則)

本会則は、2024年4月1日から施行する。

(改訂履歴)

版数	発行日	改訂内容
第1版	2020年4月1日	初版発行
第2版	2024年5月5日	第5条 会員に修習技術者を追補した。 第6条 同箇条番号が欠落していたので、活動に関する運用の詳細は別紙添付として定めることを記載した。 第11条 2「若しくは」を「又は」に変更。 第12条 各委員の役割を追補した。 第14条 5 総会の議事作成は義務に変更。 第15条 「若しくは」を「又は」に変更。 第17条 6 「原則として」を削除 (付則) 初版制定の「2020年」を「2024年」に変更

公益社団法人 日本技術士会
近畿本部 ISO研究会 細則

(目 的)

第3条 本会の会則で定められた事項で、さらに詳細な取り決めが必要な事項について、この細則で定める。

(会 費)

第4条 当会員は、年会費として3,000円を納める。

2. 会計年度の下半期で入会した場合は、当年度の会費は半額とする。

(会 計)

第5条 当会員が会議への情報提供のために要した費用については、その対価を支払う。

対価は、A4サイズ換算で1頁あたり200円～400円を支払う。(金額は、他資料そのままの紹介、会員独自の作成資料を勘案して、会計幹事の判断により定める。)

これには複写費用を含める。

(付則)

第4条 本細則は、2020年4月1日から施行する。

(改訂履歴)

版数	発行日	改訂内容
第1版	2020年4月1日	初版発行
第2版	2024年7月7日	第三条以降を繰り上げ